

## 資料紹介

# 日露戦争における軍事郵便使用物品 —野戦郵便局・艦船郵便所への供給をめぐって—

倉地 伸枝

## はじめに

日本の軍事郵便は明治37年に開戦した日露戦争によって確立し、郵便・貯金・為替の取扱いによって出征者の慰安や戦意高揚、経済的な利便に寄与したことが知られている。この戦争では、陸軍が日清戦争で創始した野戦郵便をより大規模に展開し、また海軍が艦船郵便をはじめて実施した。その現業機関である野戦郵便局や艦船郵便所は軍組織であったが、実際の郵便事務は通信省の管理下に置かれ<sup>(1)</sup>、その要員として野戦郵便には総計1,500人の通信官吏と郵便夫が、艦船郵便には36人の通信官吏が派出された<sup>(2)</sup>。しかし次章でみるように、その制度や運用については陸海軍史、通信省史のいずれにおいても十分に解明されておらず、研究の余地を残している。

本稿では、その実態に迫るためのひとつの切り口として、軍事郵便用品に着目したい。当館の前身である郵便博物館は明治35年に通信省通信局内に創立したが、当初の分掌事項は「通信事業参考品ノ保存整理」と「郵便事業用品ノ学術的研究並ニ応用」の2点とされ<sup>(3)</sup>、まもなく開戦した日露戦争においても、軍事郵便用品の見本品収集、研究考案等が精力的に行われた。このような経緯から、当館には軍事郵便用品や関連文書が豊富に収蔵されているが、これらの資料は昭和10年代以降ほとんど公開や調査研究の対象とならず、整理状況も不十分なまま今日に至っている<sup>(4)</sup>。軍事郵便用品については、日露戦争中に第三軍郵便部長の角源泉が「現業事務ニ大関係ヲ有スル」と述べている<sup>(5)</sup>とおり、その適否は要員配置や局舎環境などとともに、軍事郵便業務の効率を左右する重要性をもっていたと考えられる。本稿では、野戦・艦船郵便それぞれについて従来なされてこなかった物品関係法規の整理を行い、また実際の供給がどのように行われたのかを、館蔵史料にもとづいて明らかにしたい。

なお、「軍事郵便用品」という用語は、同時代から「物品」と「被服（制服）」を包括する概

- 1 『通信事業史』によれば、これに関する明文規定はなく、通信省の関係法令が戦地での施行を前提にしていることや、第二十回帝国議会で通信省政府委員の田健治郎が「此の野戦郵便に就きましては組織は軍の組織で……それから事務は矢張通信省が扱ふと言ふ形になる」と答弁したことにもとづき、「法理論は別として實際上、以上のやうな考へで軍事郵便を実施してゐたと、推知し得る」と述べている（通信省編『通信事業史』第2巻、財団法人通信協会、昭和15年、322頁）。
- 2 野戦郵便については野戦高等郵便長・阪野鉄次郎「日露戦役に於ける野戦郵便」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、1-2頁。艦船郵便については後述の「艦船郵便報告書」、16-17、56-71頁より筆者算出。
- 3 「通信省分課規程中左ノ通改正ス」明治36年12月5日、公達第884号（『通信公報』号外、明治36年12月5日）の第16条。
- 4 軍事郵便に関する当館の展示については、後藤康行「戦時下における通信博物館の軍事郵便展示」『通信総合博物館 研究紀要』第4号、平成25年3月。また、昭和14年当時の展示風景は、拙稿「通信省職員一同による大正大礼献上品《日本交通図絵》」『郵政博物館 研究紀要』第15号、令和6年3月、177頁。
- 5 「三監郵第966号」明治37年10月21日付（「青泥窪ニ於ケル野戦局用特種物品試験用トシテ調製之件」明治37年12月5日、通郵乙第937号に添付）。

念として使用されることが多いが、本稿では掲題のとおり「物品」のみを対象とする。また、この「物品」は、関係法規においてさらに「備品」と「式紙雑品」に分けられる。史料によっては物品を「材料」、備品を「器具器械」、式紙雑品を「消耗品」などと呼称しているが、本稿では引用箇所を除いて上述の用語に統一する。また、引用に際しては漢字を旧字体から新字体に改め、適宜句読点を補った。また、資料情報の末尾に付した数字（アルファベットとの組合せを含む）は、郵政博物館の整理番号を示す。

## 第1章 研究史と使用する史料

### (1) 日露戦争期の軍事郵便に関する研究史

本節では、日露戦争期の軍事郵便一般に関する研究史を概観し、本稿の位置づけを確認したい。まず、野戦・艦船郵便機関の設置者である陸海軍の研究史を概観すると、陸軍については、参謀本部が明治44年から大正3年にかけて編纂した公刊戦史『明治卅七八年日露戦史』第10巻の「第17篇 軍ノ後方及内地ノ設備」に、野戦郵便に関する法規や局の設置開廃等について概述されている<sup>(6)</sup>。しかしその後野戦郵便については、同史を覆したといわれる谷壽夫の『機密日露戦史』（大正14年）にも「通信施設上の小経緯」という項目にわずかな言及がみられる<sup>(7)</sup>のみで、新たな事実は明らかにされなかった。戦後はこれらの戦史を見直す研究自体が希薄であったが、軍事史家の長南政義氏によれば、そもそも日露戦争の研究は政治・外交史研究が主流であり、戦史においても作戦や戦闘に比べて兵站の研究は低調で、さらに数少ない兵站研究も食糧や輜重輸卒に関するものに偏重してきたという<sup>(8)</sup>。同氏自身は陸軍の兵站活動についても浩瀚な研究を展開しているが、そのなかにも今のところ野戦郵便に関する成果はみられない。一方、海軍については、そもそも海軍軍令部が明治42年から43年にかけて編纂した公刊戦史『明治三十七八年海戦史』全4巻<sup>(9)</sup>に艦船郵便に関する言及がなく、その後『海軍制度沿革』巻3（昭和14年）<sup>(10)</sup>のような沿革類には多少の記述がみられるものの、管見の限りこれを主眼とした研究はなされていない。

一方、軍事郵便事務を担った通信省の研究においては、『通信事業史』第2巻（昭和15年）の「第八章 特別郵便制度 第二款 軍事郵便」のなかで、日清戦争以降の基本法規、軍事郵便物の種類や料金及び制限、また軍事郵便の組織、施設、業務管理等について一通りの説明が行われている<sup>(11)</sup>。しかし、その制度や運用に関する踏み込んだ研究は、むしろ郵趣・郵便史研究の分野で進められてきた。その嚆矢となるのが、三井高陽氏の『世界軍事郵便概要』（昭和14年）<sup>(12)</sup>で、同書は国内外の軍事郵便について広く論じるなかで、日露戦争についても関係法規を丁寧に整理するとともに、通信省監督下の雑誌『交通』の日露戦役記念号に寄せられた従軍者の声を、拾い上げて、その運用実態に迫ろうとしている。また、昭和後期に郵趣家の大西二郎氏が発表した『野戦局印を主とした日本の軍事郵便』（昭和41年）<sup>(13)</sup>や鈴木孝雄氏の『野戦郵便局

6 参謀本部編『明治卅七八年日露戦史』第10巻、東京偕行社、大正3年、814-819頁。

7 谷壽夫『機密日露戦史』原書房、平成16年（原本は陸軍大学校調製、大正14年）、398-399頁。

8 長南政義『新史料による日露戦争陸戦史：覆される「通説」』並木書房、平成27年、21-22頁、同「日本陸軍のロジスティクス：日露戦争期の兵站の実態」『歴史群像』第183号、令和6年、34頁。

9 海軍々令部編『明治三十七八年海戦史』全4巻、春陽堂、明治42-43年。

10 『海軍制度沿革』巻3、海軍大臣官房、昭和14年、708-721頁。

11 前掲、『通信事業史』第2巻、305-324頁。

12 三井高陽・増井幸雄『世界軍事郵便概要』国際交通文化協会、昭和14年、23-50頁、55-70頁。

13 大西二郎編『野戦局印を主とした日本の軍事郵便』日本郵楽会、昭和41年、21-100頁。

のロケーティング』(昭和50年)<sup>(14)</sup>は、戦前からの実郵便研究のひとつの到達点で、特に後者は日付印の形式分類にとどまらず、歴史的観点から野戦局と艦船郵便所の開廃移動を跡付けた重要な成果である。しかし、その後このような制度と運用に関心を向けた研究は停滞し、日露戦争期に関しては、大江志乃夫氏の『兵士たちの日露戦争』(昭和63年)や、大阪市史編纂所の『日露戦争従軍兵士書簡』(平成9年)、桂木恵氏の『軍事郵便は語る』(令和3年)のような、軍事郵便物の通信面を分析して従軍者らの意識を探ろうとするアプローチに取って代わられていた<sup>(15)</sup>。ところが、令和4年に望月みわ氏が日露野戦郵便における逓信省官吏の動員状況に着目した論文を発表したことにより<sup>(16)</sup>、その制度と運用面にもさらなる実態解明の余地があることが示された。

以上に見たように、日露戦争期の軍事郵便については陸海軍史の分野に研究が乏しく、逓信省史の分野では平成以降、制度や運用を対象とした研究が大きな発展をみなかった。本稿は、望月氏が日露軍事郵便を支えた「人」に着目したことに続き、館蔵資料を活かして「モノ」に着目した考察を行うことによって、その実態の一端を明らかにすることを目的とする。

## (2) 使用する史料

本稿ではおもに、当館に収蔵される①「明治三十七八戦役 野戦高等郵便部報告原稿」、②「明治三十七八戦役 軍事郵便始末 附録 艦船郵便報告書」、③「明治三十七八年 野戦郵便書類」の3つの史料を使用する。このうち①②は先行研究にも使用されているが、筆者の知る限り③を具体的に用いた研究はこれまでない<sup>(17)</sup>。いずれについてもその基本的性格が十分に説明されてこなかったため、以下にその概要を示したい。なお、当館には日露戦争期に野戦郵便局や艦船郵便所が報告した日誌<sup>(18)</sup>が写本を含めて116冊収蔵され、軍事郵便使用物品についても重要な証言が含まれると推測されるが、本稿では調査が及ばなかった。

### ①「明治三十七八戦役 野戦高等郵便部報告原稿」

(和綴簿冊・約960頁、8105-01-0406)

日露戦争において野戦高等郵便長を務めた坂野鉄次郎(1873-1952)【図1】が、その管掌事項について戦後にまとめた報告原稿。緒言は明治39年4月1日付で、記述の対象は野戦高等郵便部の成立した明治37年2月11日から、日露講和条約の公布とともに平和回復の詔勅が下された明治38年10月16日までとされている。内容は「第一編 野戦郵便ノ制度及組織」「第二編 野戦郵便ノ業務」「第三編 野



【図1】坂野鉄次郎  
(明治37-8年頃撮影、WCB-16部分)

14 鈴木孝雄『野戦郵便局のロケーティング』日本郵趣出版、昭和50年、20-60頁。

15 大江志乃夫『兵士たちの日露戦争：五〇〇通の軍事郵便から』朝日新聞出版、昭和63年、大阪市史編纂所編『日露戦争従軍兵士書簡：旧東成郡鯉江村大字今福嶋田家文書から』大阪市史料調査会、平成9年、桂木恵『軍事郵便は語る：戦場で綴られた日露戦争とその時代』信濃毎日新聞社、令和3年。

16 望月みわ「日露戦争における軍事郵便制度と運用実態：逓信省官吏の動向を中心に」『交通史研究』第101号、令和4年、35-65頁。

17 ①は前掲、望月氏、38頁以降、②は前掲、後藤氏、78頁ほか。③は前掲、鈴木氏、60頁の「主要参考文献」に挙げられているが、具体的に使用された形跡はない。

18 概要は後藤康行「逓信総合博物館所蔵『野戦郵便局日記(日誌)』目録」『専修史学』第43号、平成19年、21-26頁。



戦郵便使用材料」「第四編 庶務」「第五編 将来ニ対スル意見」の全五編構成で、このうち第三編と第五編に軍事郵便使用物品に関する言及がみられる。なお、本稿は陸軍省の野線紙に坂野の自筆と思われる字で書かれ、取消し線や付箋による修正が随所に施されている。その状態から草稿とみられるが、全体の構成や文章表現は隅々まで整理されており、清書や印刷を念頭に置いた完成原稿と推定される。以下、本稿では「野戦高等郵便部報告原稿」と呼ぶ。

②「明治三十七八年戦役 軍事郵便始末 附録 艦船郵便報告書」(印刷洋製本・358頁、BAA-142)

内地における軍事郵便事務について通信省通信局が報告した「軍事郵便始末」と、艦船郵便について在軍港首席郵便吏の田上清人が報告した「海軍軍用通信所 艦船郵便報告書」を合本したもので、それぞれ独立した緒言と目次、頁番号を備えている。一見すると出版物のような体裁だが、奥付はなく、表紙には「秘」の朱印が捺されていることから、内部資料として限定的に調製されたものと推察される。

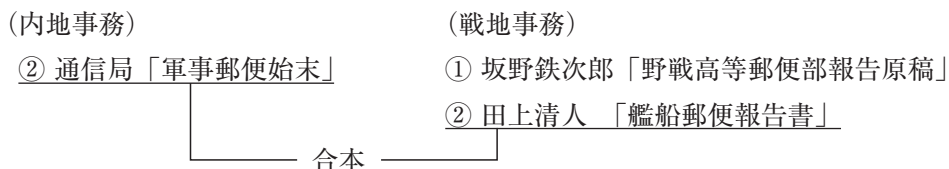
前半部の「軍事郵便始末」は緒言に責任者の署名や日付がないが、その内容から明治40年以降も編纂が続けられていたと推測される。記述は日露軍事郵便の開始段階から明治39年7月の関東都督府官制制定までを対象とし、関連法規や事業計画、各種統計報告、戦後の事務引継ぎと撤廃までが全九編で構成されている。軍事郵便用品に関しては「第七編 人員及材料」に報告が予定されていたが、この調査資料が明治40年1月の本省火災で焼失したため、同編の記述は周知の規程類と、日露戦争期に通信省から戦地に発送した用品の統計表を掲げるにとどまっている。なお、この統計は『通信事業史』第1巻(昭和15年)以降、当館史の軍事郵便用品に関する記述の典拠となっている<sup>(19)</sup>。

後半部の「海軍軍用通信所 艦船郵便報告書」は在軍港首席郵便吏の田上清人(生没年未詳)【図2】によるもので、緒言は明治39年3月付だが、後に「軍事郵便始末」と合本する際にも重複事項を削除するなど手が加えられている。内容は艦船郵便制度や組織機関、統計を含めた事務成績、引揚げ処理と軍属解免までが全六編で構成されている。軍事郵便使用物品については「第四編 物品ノ配給」と「第五編 引揚前後ノ準備並ニ処理」に記載がある。以下、本稿では「艦船郵便報告書」と呼ぶ。



【図2】田上清人  
(『交通』日露戦役記念号、  
頁番号なし)

なお、①②の史料の関係は以下のとおりで、これらの報告を総合することで日露戦争期の軍事郵便については大略をつかむことができる。



19 通信省編『通信事業史』第1巻、財団法人通信協会、昭和15年、836-837頁、通信博物館編『通信博物館五十年史』通信博物館、昭和27年、156-158頁、通信博物館編『通信博物館七十五年史』、信友社、昭和52年、82頁。

### ③「明治三十七八年 野戦郵便書類」(洋綴簿冊・約840頁、BAA-149)

軍事郵便用品の研究考案や購入について、おもに通信局の郵便博物館が起案した文書140件の写しを綴った簿冊。表見返しに「コノ本ハ昭和十九年疎開」と墨書された付箋が貼付され、それ以前の製本と考えられる。日露戦争期を中心とした明治36年12月24日から明治39年6月2日付までの文書を収めているが、時系列順には整序されていない。当時の軍事郵便用品に関する文書すべてを網羅してはいないとみられるが、大きく欠落している時期はなく、全体の流れを辿るには十分な情報量を備えている。

これらの文書のうち2件は例外的に通信局庶務課によって起案されているが、そのほか138件は郵便博物館が起案(うち2件は回覧等)したもので、内容はおもに軍事郵便用品の購入か、または購入品を博物館に見本として保存してよいか伺うものである。これらの多くは別添として、設計図面、仕様書、在庫や必要数の調書、業者見積書、軍側の請求・照会文書などを伴っている。なお、この簿冊の表紙には「野戦郵便書類」と書かれているが、実際には艦船郵便用品に関する文書も含まれている。

郵便博物館の起案は、樋畑正太郎(11件)、長崎徳次郎(2件)、林理作(123件)のいずれかによって行われている。樋畑正太郎(1858-1943、号:雪湖、物品会計官吏、通信属・一級従七位勲七等)【図3】は、明治25年に通信省郵務局計理課物品掛長に着任、その後郵便博物館の創設に携わり、大正12年の退官まで館活動を主導した人物である。日露開戦後の明治37年3月には第二軍郵便監査として動員命令を受け、5月から11月まで満州各地で野戦郵便用品の使用実態調査や、日露戦役記念絵葉書の図案材料収集を行っている。

長崎徳次郎(通信属・五級)については館の創立から大正3年頃まで在職していたというほか詳細不明だが、林理作(1851-没年未詳、同・六級)【図4】は明治44年に「林式自働葉書押印器」を発明したことで知られる。林は明治26年から金沢郵便局に勤務していたが、郵便通送等の研究に才能を発揮して明治36年に「本省博物館技術部付」に転勤を命じられ、樋畑のもと郵便事業用品の研究考案に従事していた<sup>(20)</sup>。翌年日露戦争を迎えると、「野戦郵便器具の設計主任として日夜熱心改良方法に幾多の工風を凝し、就中灯器用蠟燭の如きは多額の私財を投じて自ら製作を試み、終に之を完成した」<sup>(21)</sup>と評されるように、3月に動員された樋畑に代わって実務の中心を担った。後にはその功績から白色桐葉章も授与されている。

彼らが起案した文書は、郵便博物館の属する通信局内において、局長(小松謙次郎)以下、庶務課長(野村徳)、



【図3】樋畑正太郎  
(明治37-8年頃撮影、WEA-5)



【図4】林理作  
(明治44年頃撮影、註20、57頁より)

20 発明記者「自働葉書押印器の発明」『工業』第89号、大正5年8月、56-57頁。

21 郵便博物館・樋畑正太郎「戦時に於ける野戦郵便器具」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、120頁。

内信課長（坂野鉄次郎）らが承認を行う場合と、物品関係事務を分掌していた経理局の局長（関宗喜）以下、主計課長（宇都宮友枝）、調度課長（田中武雄）、検査課長（中村純九郎）らにも回議する場合とがあった。なお、外国製品購入に関する2件は、例外的に大臣決裁となっている<sup>(22)</sup>。以下、本稿では「野戦郵便書類」と呼ぶ。

次章以降は、以上①～③の史料に依拠しつつ、関連法規や『交通』日露戦役記念号に寄稿された従軍当事者の証言も参照しながら、野戦・艦船郵便における物品供給がどのように行われたのか、それぞれその実態をみていきたい。なお、以下本稿で使用する起案文書はすべて「野戦郵便書類」に含まれるもので、日付は起案日とする。

## 第2章 野戦郵便使用物品

### (1) 野戦郵便の概要

本節では、まず野戦郵便に関する法規、組織系統、現業業務の概況を確認したい。明治37年2月10日、日本がロシアに対し宣戦布告し、日露戦争が勃発した。軍事郵便については野戦・艦船郵便共通の基本法令として、同年2月5日に日清戦争時の勅令第67号を廃止し、その取扱範囲を若干拡大した勅令第19号があらたに発布施行された<sup>(23)</sup>。同勅令では、軍事郵便物は戦地等にある「軍隊、軍艦、水雷艇、軍衙、軍人又ハ軍属」や、戦地等にあつて当該軍衙の許可を得た者に発着する郵便物を指すことや、戦地等から発するものは料金免除、戦地等へ宛てるものは料金完納を要することなどが規定された。さらに翌6日に制定された「軍事郵便規則」（通信省令第6号）は、日清戦争時に曖昧であった取扱郵便物の種類を明記し、また通数制限の撤廃や重量制限の緩和を行うことによって利便性向上を図った。軍事郵便の取扱いは、これらの法整備を経て2月18日の通信省告示第119号をもって開始された。一方、金融業務については2月6日の「軍事郵便為替貯金規則」（通信省令第7号）制定とともに開始され、8月17日の「戦地特別郵便貯金規則」（通信省令第54号）によって補完された。

野戦郵便事務は日清戦争時と同様「兵站勤務令」<sup>(24)</sup>に則り、大本営参謀総長一兵站總監一運輸通信長官の下に隷属する野戦高等郵便長が主導することとされた（第22条）。野戦高等郵便部は2月11日の動員発令によって設置され、その長には通信局内信課長の坂野鉄次郎【図1】が着任した。野戦高等郵便長は大本営に属しながら、「野戦郵便物の集受、分配及通送ノ規定並郵便為換金ノ取扱及其決算法」（第23条）などの事務については通信省の指示を仰ぎ、またこれにもとづいて各軍または師団の郵便部長（以下、「軍郵便部長」と呼ぶ）に指示を与えることを職務とした。軍郵便部長は組織上、各軍の兵站監または軍司令官の隷下に置かれたが、軍の移動に伴う野戦郵便局の開廃、集配通送などの実務にあたっては、「所属軍部ノ長官ニ対スル関係ヲ害スルコト無ク」、通信省や野戦高等郵便長の指示を遵守することとされた（第108条）。軍郵便部は日露戦争期を通じて9個編成され、その部長には後に通信次官となる米田奈良吉（第四軍）、や台湾総督府通信局長となる角源泉（第三軍）など、重要な通信官僚が配置

22 日露戦争下では、原則として外国製品の購入制限があった（通信書記官・田中武雄「戦時の交通物品購買及配給状況」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、7頁）。

23 以下、本段落については前掲、三井氏、29-51頁。

24 以下、「兵站勤務令」（明治33年2月15日、陸軍省送乙第460号）より「第八章 野戦高等郵便長」と「第二十四章 軍郵便部長」参照（アジア歴史資料センター「明治33年 送乙日記 乾」（防衛省防衛研究所）より「2月15日 兵站勤務令改正（1）」Ref.C10071159000、11頁、「2月15日 兵站勤務令改正（2）」Ref.C10071159100、52-57頁）。



されている<sup>(25)</sup>。なお、明治38年5月には満州軍総司令官の指揮下に満州軍総兵站監が置かれ、各軍の野戦郵便事務はその隷下の交通部長・落合豊三郎によって直接統理されることとなったが、これ以降も野戦高等郵便長と軍郵便部長との関係は、一部の報告事務が省略されたのみでほぼ維持された<sup>(26)</sup>。このように、野戦高等郵便長や軍郵便部長はそれぞれ陸軍組織に組み込まれながら、郵便業務については通信省の指示に従うという二正面の対応を求められた。なかでも坂野は野戦高等郵便長と通信省の通信局内信課長を兼任していたため、通常午前は参謀本部、午後は通信局で執務し、「陸軍省よりは通信省の最良をするかの如く、通信省よりは陸軍省の最良をするかの如く」、双方から「通探」「陸探」とスパイ視され、「中間に立たる苦心」も一通りでなかったと述べている<sup>(27)</sup>。

現業機関である野戦郵便局は、各軍郵便部のもと軍司令部や兵站主地等に設置され、その数は明治38年9月時点で96局にのぼった<sup>(28)</sup>。要員は動員計画上、各軍郵便部が部長1名と郵便監査2名、その他官吏12名（高等官4名・判任官8名）で編制され、これらの官吏が各野戦局の局長と局員に充当された。またこれに加え、各局には郵便夫が6名ずつ配置されたが、実際にはこの計画では到底人員が足りず、開戦当初から吏員の増員や、要員外として補助輸卒や現地の清韓人が補充された<sup>(29)</sup>。慢性的な人員不足のなか、軍事郵便の引受けや集配運送、軍事郵便為替・貯金の取扱いといった事務を完遂することは容易でなかったようで、開戦後まもない明治37年4月10日には、第一軍下の野戦局一局における引受数が一日約2万通、配達が1万通にも達し、来局した兵站監・渋谷在明が山積する郵便物に驚いたと報告されている<sup>(30)</sup>。同軍の事務状況については郵便監査の鷺山貫一も、「郵便局員の繁忙と云つたら甚いもので、軍衛中で繁忙と云はるる兵站司令部でさへも、郵便局の繁忙には驚かれた……郵便局は昼夜打通しの繁忙にて、徹夜で執務して居るものは郵便局員のみである、疲労の極僅かに郵便物枕に一寸転寝をするに過ぎない」と回顧している<sup>(31)</sup>。

このように、日露戦争における野戦郵便事務は、取扱規模の大きさ、指揮系統の複雑さ、人員不足等によって、監督者から現業員にいたるまで繁忙状態にあったといえる。

## (2) 野戦郵便使用物品に関する法規

### ① 物品の内容に関する法規

では、このような状況において野戦郵便使用物品は適切に供給され、事務効率に資したといえるだろうか。本節ではまず、その根拠となる法規について整理したい。

野戦郵便局に交付される物品の内容は、明治37年2月13日の「野戦郵便局勤務令」（送乙第631号）<sup>(32)</sup>に規定されている。同令には「野戦郵便局ニハ、附録第十号ノ諸規則書、附録第

25 野戦郵便部の編成については、前掲、鈴木氏、197頁。各軍郵便部長については前掲、三井氏、56-57頁。

26 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第一編 野戦郵便ノ制度及組織」「第二章 機関並権限」。

27 安部民次「御世話になった坂野さん」坂野翁傳記編纂会編『坂野鉄次郎翁伝』通信教育振興会、昭和27年、225頁、坂野野戦高等郵便長談「野戦郵便に関する雑感」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、163頁。

28 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第二編 野戦郵便ノ業務」「第一章 局所並線路開廃」、また各局の移動開廃については、前掲、鈴木氏、24-54頁。

29 要員配置と増員の実態については、前掲、望月氏、39-43頁。

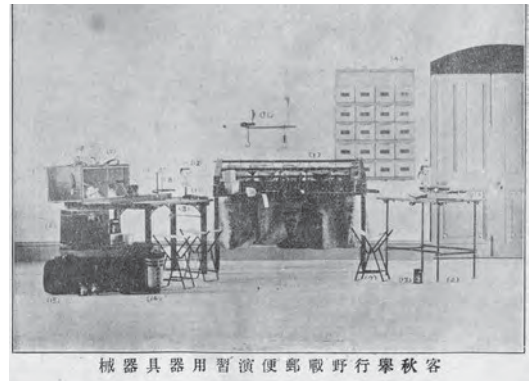
30 第一軍野戦局長・飯塚応栄「戦地通信（明治37年4月10日付）」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、194頁。

31 第一軍郵便部監査・鷺山貫一「従軍漫録」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、184-185頁。

32 陸軍省編『明治卅七八年戦役陸軍政史』第4巻、湘南堂書店、平成5年、468、480-485頁。

十一号ノ物品、及附録第十二号ノ式紙雑品ヲ交付スルモノトス」(第54条)と明記され、具体的な内容が附録の各表に示されている。第11号表「野戦郵便局備品(一局分)」には野戦局一局に交付すべき備品として、折畳区分台や集配用角灯など内外務に用いる40品目が挙げられ、それぞれの数量と、品目によっては摘要欄に仕様などが付記されている。なお、同令の草案には、一部の摘要欄の末尾に「(附図第——)」と訂正線で削除した痕跡があり<sup>(33)</sup>、当初は各仕様を図面で詳細に規定する計画だったと思われるが、実際には盛り込まれなかった。一方、第12号表「野戦郵便局式紙雑品類(約三ヶ月分)」には、野戦局一局に交付すべき式紙雑品として、軍事通常郵便物引受帳や把束用クゴ縄など63品目が挙げられ、各品目に対して3か月分の数量が示されている。なお、式紙帳簿については同令第51～53条に様式が示されているが、そのほかの雑品については仕様の指定がない。

では、郵便事務の経験をもたない陸軍省は、どのようにしてこれらの品目や数量等を定めたのだろうか。日清戦争時、特種の野戦郵便用品は日付印など数品目に限られており、そのほかは被服を含め常用品が流用されていた<sup>(34)</sup>。しかし、その際に通信局庶務課物品掛長として用品供給に奔走した樋畑は、その経験から戦時に特化した用品の必要を認識し、以来水面下でベルギーの野戦郵便用品を研究して将来に備えていたという。そして明治36年11月に日露開戦を見据えた陸軍特別大演習が兵庫で実施されることになる。郵便博物館では直ちに折畳郵便箱などの特種品一式を試作し、その適否の実地試験を行った。これは「野外則ち天幕舎内に於て一時的開設の郵便局」での使用を想定し、一局分を駄馬二頭立ての輜重車一両に積載できること、20分で局が開閉できることなどを謳った「軽量折畳の構造」のものであった【図5】<sup>(35)</sup>。同演習のため軍隊に寄贈された特別大演習野戦郵便演習用葉書(明治36年11月発行、5571-0201)も、これらの物品をモチーフにしている。



【図5】陸軍特別大演習用物品(『交通』第312号、明治37年1月、39頁)

特種品の研究改良は同演習後に本格化し、従軍吏員の内藤勝造が「三十六年の暮から日露の関係風雲急なりといふときに、樋畑君が色々と風水害の器具の研究といふ名義で金を取つて、器具類を作」ったと回顧している<sup>(36)</sup>とおり、博物館では同年末から年明けにかけて、「水火等非常ノ場合、野外ニ於テ使用」する灯器類の試験調製や、「風水害其他野戦郵便ノ設置等」に備えるべき備品と式紙雑品の購入を経伺している<sup>(37)</sup>。明治37年1月11日に起案された后者の文書では、50品目の物品をあらたに十局分相当購入することが通信局長によって決裁されており、開戦の前月には特種品の設計にとどまらず、実際にその購入と備蓄が進められていたことがわかる。このように、野戦郵便用品については樋畑の問題意識が原動力となり、日清戦争後の早い段階から通信省主導で検討が進められていた。陸軍の「野戦郵便局勤務令」も、この成果を反映したものであったと考えられる。

33 「野戦郵便局勤務令制定の件」(アジア歴史資料センター「満密大日記 明治37年2月」(防衛省防衛研究所)Ref.C10071159000)。

34 以下、樋畑雪湖「軍事郵便の回顧」『通信協会雑誌』第295号、昭和8年3月、76-77、79-80頁。

35 前掲、樋畑「戦時に於ける野戦郵便器具」、119-120頁。

36 座談会「坂野鉄次郎氏に聴く」『通信協会雑誌』第320号、昭和10年4月、133頁。

37 「非常用点灯調製之件」明治37年1月9日、郵乙第18号、「予備品購入ノ件」明治37年1月11日、郵乙第24号。



## ②物品の供給に関する法規

次いで物品の供給手続きに関する規定のうち、まず陸軍側の請求について、「野戦郵便局勤務令」には、野戦郵便局が物品の補充を要する場合、所属軍郵便部長に請求することとされ（第55条）、軍郵便部長以上の手続きについては別途「野戦郵便事務特種材料供給手続」（明治37年3月4日、満発第57号）<sup>(38)</sup>が定められた。物品供給に関しては日清戦争当時も「野戦郵便事務特用物品追給手続」（明治27年12月、送乙第3720号）があったが、日露戦争において物品供給が通信省経理となったことを受けて坂野が改定を具申し、あらたに制定された<sup>(39)</sup>。各軍郵便部は出征時に当面必要な物品一式を携行したが、その後補充の必要を生じたときは同手続に則って野戦高等郵便長に請求し、野戦高等郵便長がこれを取りまとめて運輸通信長官に具申し、さらに運輸通信長官から通信省側に請求するというルートが定められていた（第5条）。この請求先には基本的に本省が想定されていたが、これを補完するものとして両省の事前協定によって指定された普通郵便局（以下、「指定普通局」と呼ぶ）も設けられ（第2、5条）、坂野の交渉により特種品以外の40品目に限っては戦地への発送上便利な広島郵便局と門司郵便局の2局にも請求が可能となった<sup>(40)</sup>。なお、各軍郵便部長は至急の場合、野戦高等郵便長を経由せず直接付近の普通郵便局に協議して物品の繰替を受けることも認められているが（第4条）、その場合もこの品目の範囲とされた。

一方、通信省側の対応について、これらの指定普通局や緊急時に物品を供給した普通郵便局等が請求を受けた場合に関しては、明治37年3月26日に「野戦及艦船郵便用特種物品供給規程」（通信省公達第369号）<sup>(41)</sup>が定められ、物品の繰替処理や発送、本省と運輸通信長官に対する報告方法などが規定された。これに対し、本省が直接請求を受けた場合については行囊に関するもの<sup>(42)</sup>を例外として特別な規程がなく、会計法や「通信省物品規程」（明治32年3月制定、明治37年9月24日「通信省物品調製規程」に改正）や「通信省物品出納規程」（明治33年9月29日改正）など、平時の物品関係法規に則ったと思われるが、詳細は明らかでない。

## (3) 野戦郵便使用物品の運用実態

### ①物品の内容に関する実態

以上にみたように、野戦郵便使用物品の品目や数量は「野戦郵便局勤務令」に明確に規定されている。しかし、野戦高等郵便長の坂野は、これが実際の供給に適したものか開戦当初から懐疑的で、明治37年3月には各軍郵便部長に対して、隷下各局の物品需要状況を調査し「野戦郵便局勤務令ニ依ル物品ノ品目数量等ニ関シ改定必要ヲ認メタルトキハ、其意見ヲ提出」するよう通牒している<sup>(43)</sup>。そしてその結果、実際に「隨時之レカ改正ヲ要スル点アルヲ発見」したものの、おそらく陸軍との関係から「直ニ該令ノ改定ヲ求ムル能ハズ」、最後まで勤務令自体の改正を行うことはできなかった。そこで苦肉の策として、坂野は独自に「野戦郵便局備品表」と「式紙雑品表」（以下、「実務用物品表」と呼ぶ）を導入し、同令に抵触しないよう「試験ノ名目」のもと表中の品目や数量を順次改めることで、事態を乗り切ろうとした。このように、

38 前掲、『明治卅七八年戦役陸軍政史』第4巻、232-233頁。

39 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便使用材料」。

40 同上。

41 『通信公報』第3664号、明治37年3月26日。

42 「野戦郵便局及艦船郵便所発受郵便行囊取扱規程」明治37年6月14日、通信省公達第515号。各種行囊は内地と共用していたため、特に規程が定められた（『通信公報』第3732号、明治37年6月14日）。

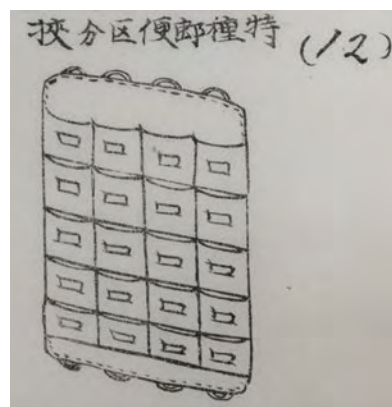
43 以下、「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便使用材料」。

物品の内容に関する規定は開戦当初から形骸化しており、実際は坂野の統括のもと、各局の事務状況に応じた調整が重ねられていたといえる。

その具体的な状況について、まず数量に関してみると、坂野は「実務用物品表」において、勤務令には一律とされていた交付数を大規模局用の「甲種」数量と小規模局用の「乙種」数量に分け、より事務状況に応じた分配を目指した。しかし、このうち式紙はそもそも必要数の目算が立ちにくく、品目によっては慢性的な欠乏を生じたという<sup>(44)</sup>。例えば、転送郵便物等に貼付する付箋紙は、戦死者や負傷等による後送者、隊編成の変更による移動者が想定を上回ったため、どの局においても不足の傾向にあった。また、特種取扱い用の式紙や送達証書類も、利用者の用心による書留利用や、遺骨返還のための小包利用が多かったため、予想外の不足を生じたという。また、為替も需要が大きく、勤務令において3か月分2,000枚と規定されている振出請求書に対し、1か月分として20,000枚請求する局もあったという。坂野は式紙類の数量は「漸く戦争の済む時分に見当が付た位」と述べているが、このような必需品の慢性的な不足は、もとより繁忙な野戦郵便局の負担になったと考えられる。このことは、第一軍郵便部監査の鷺山が「関係式紙の払底を来したるには当惑を極めた……止むなく吏員各自の鼻紙を以て、帳簿や式紙を調製して、漸く処理した」<sup>(45)</sup>と回顧していることにもうかがえる。

次に物品の品目や仕様についてみると、これも坂野が「如何なる器具も始め交付したる当時から見れば皆一通は改正を加へた程」<sup>(46)</sup>と述べているように、当初の計画どおりには進行しなかった。その改正は、勤務令の品名のもと仕様のみ変更する場合、品名そのものを変更する場合、新たな品目を追加する場合が混在する複雑なもので、その結果として「実務用物品表」では、備品が勤務令の40品目から70品目へ、式紙雑品が63品目から100品目へと大幅に増加している。

このように、多くの物品に対しては開戦後に改良が加えられたが、坂野の「野戦高等郵便部報告原稿」には、「之ニ関スル沿革ヲ叙スルノ煩ニ代ヘン」として、現用の備品81品目、雑品40品目の略図が列举されるのみで、個々の経緯については明らかでない。そこで以下では「特種郵便区分挟」を一例として、「野戦郵便書類」に綴られた文書から、その見直しの経緯をみていきたい。同品は勤務令第11号表によって各局1個の交付が定められた備品で、摘要欄に「壁又ハ適宜ノ場所ニ懸ケ、区分棚ニ代用ス」るものと説明されている。これは坂野の報告による略図【図6】から、通常は木製什器である区分棚を折畳み可能なウォールポケット状にしたものとわかるが、今回当館ではその実物と思われる未登録資料【図7】もあらたに発見された。本品は裏面に「野戦用状差 見本参考品」と記入されたラベルが貼られている。



【図6】「特種郵便区分挟」略図（「野戦高等郵便部報告原稿」第三編より）

【図5】にみるように、本品は明治36年11月の特別大演習で試験され、その後は明治37年1月11日に郵便博物館が「特種郵便区分挟」10個を「追調製」してよいか経伺していることから<sup>(47)</sup>、これより前に購入が開始されていたことがわかる。なお、その発注先として指定された「長島幸吉」は、明治4年に創業した長島商店の店主で、同店は長島錠をはじめ通信省に諸種

44 以下、前掲、坂野「野戦郵便に関する雑感」、167頁。

45 前掲、第一軍郵便部監査・鷺山、184頁。

46 前掲、坂野「野戦郵便に関する雑感」、167頁。

47 「予備品購入ノ件」明治37年1月11日、郵乙第24号。

の物品を供給したことで知られている。同氏は後年「名は商人なるも其実は逓信省内に於ける材料購入の顧問官たるが如き」と評されるほど影響力をもった用達であり<sup>(48)</sup>、日露戦争においても「折疊用各種の野戦郵便器械を工風し、特別大演習に自ら出張して其適否を実査」<sup>(49)</sup>するなど積極的に関与していた。同品は2月にも少なくとも40個が追加購入されており<sup>(50)</sup>、その後順次野戦郵便局が設置されることを見込み、開戦前から十分な数量が備蓄されていたことがうかがえる。

では、満を持して交付された本品に対する評判はどのようなものであったのか。坂野はこれについて後年、「非常に便利なものであると言つて考案せられた——樋畑君に怒られるかも知れないが——区分棚なども」いざ2月に戦地に持たせると容量が郵便物数に追いつかず、「役に立たぬのみか却つて邪魔になつた位」<sup>(51)</sup>と振り返っており、当初からその実用性に難がみられたことがわかる。坂野はその後同品の見直しを要請したと思われ、同年6月27日には郵便博物館が「今回交付物品規程改正ノ結果、追送ヲ要スル」として、あらたに「折畳区分棚」30個を長島へ注文してよいか経伺している<sup>(52)</sup>。上述のとおり、この「物品規程改正」とは勤務令自体の改正ではなく、坂野による「実務用物品表」の成立または更改を指すと考えられ、実際に同表には「特種郵便区分挟」の代わりに「折畳区分棚」の項目が挙げられている。坂野の略図【図8】によれば、本品は従来品の「状挟形ヲ七寸巾ノ棚板ニ改メ本名称トシタ」もので、容量拡張を目的とした仕様変更と改称があわせて行われたことがわかる。

しかし、この見直しも戦地では十分な効果を挙げなかったようである。同年7月24日、第一軍郵便部付・緒方丹宮は坂野に対し、同軍下の野戦郵便局舎として徴発した「清地商家にては家屋宏大なるのみならず、貨梨子（商品陳列棚……）は直に区分棚及物品格納棚に応用」していると報告している<sup>(53)</sup>。その時期から考えて、同軍にはまだ更改品が供給されていなかった可能性もあるが、同様の証言は同年11月12日に奉天に開局した第四軍第七野戦局からもなされている。同局は第四軍郵便線路の最先頭に位置し特に多量の郵便物を扱ったことで知られるが、その局長心得・長野彌二郎は後に、「郵便区分棚及区分箱等は材料なきため高粱を綱で棚となし



【図7】特種郵便区分挟  
120×90cm、布・真鍮・皮革製  
(郵政博物館蔵、未登録)



【図8】「折畳区分棚（第一改良分）」略図  
（「野戦高等郵便部報告原稿」第三編より）

48 山口晋一編『諸官省用達商人名鑑 前編』運輸日報社、明治43年、28頁。

49 前掲、樋畑「戦時に於ける野戦郵便器具」、120頁。

50 「野戦局へ交付品購入ノ件」明治37年2月13日、通郵乙第112号、「野戦局等へ交付スヘキ物品購入之件」明治37年2月24日、通郵第138号。

51 前掲、座談会「坂野鉄次郎氏に聴く」、133-134頁。

52 「野戰及艦船郵便使用物品之内特種物品購入之件伺」明治37年6月27日、通郵乙第391号。

53 第一軍郵便部付・緒方丹宮「戦地通信（明治37年7月24日付）」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、194頁。



缶詰の明箱を利用して区分箱を造り室内に装置」したと述べており<sup>(54)</sup>、本省からの供給品には言及されていない。また、撮影時期は不明だが、同年8月19日に海城に開局した第二軍第四野戦局<sup>(55)</sup>の写真【図9】にも木製とみられる区分棚が写っており、供給品が使用されていないことが確認される。なお、明治38年1月24日には第二改良として棚板の幅が七寸から一尺に進展された<sup>(56)</sup>が、このような対応も焼け石に水であったと思われる。

このように、供給品の改良がなかなか功を奏さない状況をみて、坂野は最終的に通信省に協議し、各局に大工道具を交付することを決断した。明治38年4月19日には、郵便博物館が手斧やのこぎりなどを収めた大工道具箱63組の購入を経伺している<sup>(57)</sup>が、これは現地で徴発品が得られない場合、「兵站司令部ニ木材ノ要求ヲナシ、郵便夫又ハ配属補助輸卒中大工ノ心得アルモノニ命シテ、便宜ノ物品ヲ製作セシムル」ことが常態化していたことを踏まえ、このような現地製作を後押しするためのものであった。

また、区分棚についてはこれに先立つ明治37年10月21日にも、第三軍郵便部長・角源泉から坂野に対して上申がなされている<sup>(58)</sup>。角は、遼東半島南端の青泥窪（現・大連）に置かれた第一野戦局は、内地と戦地を結ぶ要衝にあるため取扱郵便物が多量に上り、さらに今後「旅順方面平定ノ後ハ、青泥窪市内ニ一般ノ商人等ノ住居ヲ許ス」ことによって業務状況が「自然他ノ野戦局トハ著シク趣ヲ異ニスル」ことになると予想されるため、同局に対しては戦地用の特種品ではなく、「半ハ永久的ニ内地普通局ト略ホ同様ノ」区分棚や通送車、鉄製の郵便箱等を供給して欲しいと訴えている。このとき、第三軍は第二次旅順総攻撃を控えており、同地の占領は間近に予期されるものであった<sup>(59)</sup>。実際に坂野が視察したところ、「事務室ハ狭シ、且ツ区分棚等ニテモ全ク便利ナラス」、前日到着した郵便物は「殆ンド全部ヲ野天ニ終夜曝シ」ているような状況であったため、通信省に対して「例の博物館ノ林属ニ交渉成シ、至急設計ニカカラシ被下度」と書面を送っている。本件については明治37年11月10日、運輸通信長官・大澤界雄から通信局長の小松に対して正式な請求がなされ、郵便博物館が12月5日に、角が希望する後部金網で組立て式の木製区分棚6個を、長島に試験発注してよいか経伺している<sup>(60)</sup>。

以上では「特種郵便区分挟」を例に、野戦局によっては供給品が事務の実況に適さず、徴発品の代用や現地製作が行われていたことや、坂野も最終的に各局に大工道具を交付することで、これを推進したことをみた。また、戦局の発展から普通郵便業務を開始する局には、要望に応じ内地並みの物品を供給しており、本省から特種品を一律に供給するという方針は瓦解していたといえる。これについて坂野が下した結論は、各局が地勢の異なる韓国と清国のいずれに所



【図9】「第二軍第四野戦郵便局」  
(BEE-8)

54 第四軍野戦局長心得・長野彌二郎「第七野戦局状況」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、180頁。  
55 同局の開廃や移動については、前掲、鈴木氏、34頁。  
56 「野戦及艦船郵便用物品購入ノ件」明治38年1月24日、通郵乙第168号。  
57 「野戦用物品購入ノ件」明治38年4月19日、通郵乙第533号。  
58 「三監郵第966号」明治37年10月21日付（「青泥窪ニ於ケル野戦局用特種物品試験用トシテ調製之件」明治37年12月5日、通郵乙第937号に添付）。  
59 明治38年1月の旅順攻略後、野戦郵便局における普通郵便業務の取扱いについては、前掲、望月氏、51-53頁。  
60 「青泥窪ニ於ケル野戦局用特種物品試験用トシテ調製之件」明治37年12月5日、通郵乙第937号。

在するのか、また所属軍が進軍中か駐屯中かといった異なる条件下にある以上、「何れにも共通の出来る最も適当なる理想的实际的のものを得ることは中々容易の業ではない」<sup>(61)</sup>というものであった。

## ②物品の供給に関する実態

次に、物品の供給は円滑に行われただろうか。陸軍側の請求と、逓信省側の対応状況を順にみていきたい。まず請求については、「野戦郵便事務特種材料供給手続」にみたとおり、物品は各野戦郵便局に定期的に追給されるのではなく、必要の際に野戦郵便局から軍郵便部長―野戦高等郵便長―運輸通信長官を経由して逓信省側に請求する必要があった。坂野によれば、この「頗ル煩雑」なルートにより、「迅速ニ之レカ手続ヲ敢行スル能ハサルコトナリ、従テ其材料ノ送付モ自然遅緩トナルノ結果」を招いていたという<sup>(62)</sup>。また、本省のほか請求先として認められていた広島・門司の普通指定局も、式紙や行囊類以外は取り扱わなかったため、「特種材料供給局トシテハ殆ント有名無実」で機能しなかった。

坂野は軍郵便部長のための物品請求書式として「定期請求用紙」(甲号)と「臨時請求用紙」(乙号)を独自に整備し、また規定外品については別途の申請を徹底させるなど手続きの標準化を図ったが、特別な事情で物品の改良を伴うような請求に際しては、この規定ルート自体が必ずしも遵守されなかった。例えば明治37年7月23日、第四軍郵便部長・米田奈良吉は「報告」という名目のもと、通信局長の小松に対して直接「行囊付札」の改良とその交付を請求している<sup>(63)</sup>。同品は一般に差立・宛先の局名や量目などを記入して行囊に取り付ける札で、「野戦郵便局勤務令」附録第12号表(式紙雑品)に掲載されている。同表には仕様の指定がないが、交付品は紙札であったようで、米田はこれが「降雨浸潤スルトキハ麻糸ノ通シ穴ノ処破損脱離」してしまうため、今後は頑丈な木札か、輸送都合上難しければより丈夫な紙札を交付して欲しいと訴えている。通信局ではこの直接の請求を特に問題視せず、郵便博物館は早速この対応として、寒冷紗(綿や麻の平織布)で両面を補強した改良紙札を老舗和紙舗の榛原に発注してよいか、8月2日に経伺している<sup>(64)</sup>。ところが、この文書を回議中の翌3日、今度は坂野から小松に対しても、米田の上申にもとづくと思われる同内容の要請がなされている。この状況から、米田は直属の坂野に断ることなく、小松にも並行して請求を行っていたことがうかがえる<sup>(65)</sup>。

さらに同年9月1日、第二軍郵便部長・杉精三から小松に対しても、行囊付札について同様の改良要求がなされている<sup>(66)</sup>。杉は本件については坂野にも申し立て中と断りながら、満州は「八九月ノ候両三日降雨アルトキハ行路渾テ池塘ノ如ク、又河川ノ如」くなり、現行の行囊付札は「全部其用ヲ為サザルニ至リ、各局所取扱上ノ困難一方ナラズ」と、喫緊の事案であることを強調している。これらの行囊付札の事例からは、至急の場合には各軍郵便部長が野戦高等郵便長を介さず、また野戦高等郵便長も運輸通信長官を介さずに、直接逓信省に請求を行っていたことがわかる。坂野はこの実情を踏まえ、将来の野戦郵便実施においては物品請求に際し

61 前掲、坂野「野戦郵便に関する雑感」、167頁。

62 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第五編 将来ニ対スル意見」。

63 「四軍郵第385号 報告」明治37年7月23日付(「野戦局用行囊付札改良之義ニ付」明治37年8月5日、通郵乙第459号に添付)。

64 「野戦用物品購入ノ件」明治37年8月2日、通郵乙第455号。

65 「野戦高等郵便部 野郵第693号 照会」明治37年8月3日付(「野戦局用行囊付札改良之義ニ付」明治37年8月5日、通郵乙第459号に添付)。

66 「二軍郵甲第304号」明治37年9月1日付(「行囊付札改良之件」明治37年9月12日、通郵乙第564号に添付)。

て運輸通信長官を通さず、野戦高等郵便長から通信省へ直接請求できるよう規定をあらためるべきと提言している<sup>(67)</sup>。

次に、通信省本省における調達はどうに行われただろうか。これについては既述のとおり、「軍事郵便始末」の調査資料が焼失したことにより詳細不明となっているが、以下では「野戦郵便書類」等にもとづき、郵便博物館における購入事務と、経理局における交付事務の流れをわかる範囲で概観したい。冒頭にみたように、郵便博物館の分掌範囲は通信省分課規程によって、物品の研究考案と応用、見本品の保存に限られている<sup>(68)</sup>。しかし実際に「野戦郵便書類」をみると、博物館はこの「応用」を広く解釈してか、軍事郵便用品については業者選定から購入までを行っている。業者については、明治22年2月11日公布の会計法第24条により、政府による500円以上（明治35年8月に1,000円以上に改正）の物件買入等は原則として公告による競争が定められているが、非常急遽の場合や、当該品が特別な技術者しか製造できない場合などにおいては、随意契約も認められていた<sup>(69)</sup>。博物館ではこの特例にもとづき、単価1,000円以上の物品についてもほぼすべて発注先を指定している<sup>(70)</sup>。このうち民間業者としては先述の長島幸吉をはじめ、守屋定吉、羽生田善吉、桜組、築地活版所、玉屋時計店などが挙げられ、ほかに囚徒労働を管理する巢鴨監獄第三課や、印刷物については局内に活版工場を有する<sup>(71)</sup>経理局にも発注された。購入にあたっては在庫数を踏まえ、新たに必要が見込まれる数量をまとめて発注し、「予備品」「準備品」として備蓄した。しかし、先に式紙の欠乏をみたようにその予測は容易ではなく、必要な時期に物品調達が間に合わず、やむなく二、三回に分送することもあったという<sup>(72)</sup>。

一方、経理局は同分課規程により「物品ノ売買、賃借、貯蔵及配給ニ関スルコト」<sup>(73)</sup>を分掌しているが、軍事郵便用品に関しては納品後から同局倉庫における保管管理、各軍郵便部への交付を引き継いだと考えられる。物品管理の状況は未詳だが、坂野によれば、交付は基本的に陸軍の兵站輸送によって行われた<sup>(74)</sup>。経理局は軍事郵便用品を兵站基地司令部に発送し、同司令部で輸送貨物がおよそ貨車2、3輦分に達してから線区司令部に通知され、さらに同部の輸送計画にもとづいて輸送されたという<sup>(75)</sup>。この逡巡間の連絡に関する規定はなく、情報共有の不備もあって至急の物品が数週間、場合によっては1か月以上司令部倉庫に停滞することもあったという。その後、急を要するものは直接宇品波止場司令部に送付することや、軽量のものに限って公用小包郵便を利用することも認められたが、坂野はそもそもこの「中央地供給ノ方針」に根本的な問題があるとし、将来は戦地に通信吏員を配置した補給廠を設けるべきと提言している<sup>(76)</sup>。

67 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第五編 将来ニ対スル意見」。

68 註3参照。

69 『法令全書 明治22年』内閣官報局、明治22年、54-55頁、『法令全書 明治35年』内閣官報局、明治35年、68-69頁。

70 「野戦及艦船郵便用特種物品調製方ノ件伺」明治38年3月28日、通郵乙第504号。

71 『通信省経理局年報 明治43年度』通信省、明治45年、5頁。

72 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便用材料」。

73 「通信省分課規程中左ノ通改正ス」明治36年12月5日、公達第884号（『通信公報』号外、明治36年12月5日）の第27条。

74 以下、「野戦高等郵便部報告原稿」より「第三篇 野戦郵便用材料」。

75 兵站輸送については、前掲、長南氏「日本陸軍のロジスティクス」、38頁。

76 「野戦高等郵便部報告原稿」より「第五編 将来ニ対スル意見」。



本章では、まず野戦郵便使用物品の内容について、数量は特に式紙の見通しが難しく欠乏を生じたこと、品目や仕様は局ごとに需要が異なり、一律の供給には限界があったことをみた。次に供給については、請求ルートの複雑さや輸送方法の不整備が、迅速な運用の妨げになったことをみた。野戦郵便における物品供給は、坂野や郵便博物館の尽力にもかかわらず、大きな課題を残すものであったといえる。

### 第3章 艦船郵便使用物品

#### (1) 艦船郵便の概要

艦船郵便は北清事変の際にも陸軍所管により若干の取扱いが行われたが、海軍における設置は日露戦争を嚆矢とする。郵便事務については野戦郵便と同じく明治37年2月5日の勅令第19号と翌6日の「軍事郵便規則」（通信省令第6号）を基本法規とし、通信省告示第119号により2月18日に取扱いが開始された。一方、金融業務のうち為替は2月6日の「軍事郵便為替貯金規則」（通信省令第7号）にもとづいて開始されたが、貯金は同月25日の海軍省官房第671号によって「当分ノ間艦船郵便所ニ於テハ軍事郵便貯金ヲ取扱ハス」とされ、同年8月17日の海軍省官房第3358号まで開始が認められなかった<sup>(77)</sup>。

艦船郵便所は、明治37年2月24日の海軍省内令第116号により、海軍軍港で艦隊後方を統轄する佐世保鎮守府に所属することが定められ、追って8月17日の「海軍軍用通信所条例」（海軍省内令第332号）<sup>(78)</sup>により、軍用電信取扱所とともに「海軍軍用通信所」を構成することが規定された（第1条）。海軍側には開戦当初、軍事郵便事務の監督者として「郵便物取扱主任」という役職が置かれていたが、これも同条例の制定によって「軍事郵便監督官」に改称され、佐世保海軍港務部長に隷属して「艦船郵便所ヲ統括シ他ノ郵便所トノ連絡ヲ計リ軍事郵便業務ヲ監督」することが明文化された（第6条）。一方、通信省から派出された吏員のうち、港務部内に置かれた艦船郵便所本部に属する首席郵便吏も、明治37年2月25日に制定された「在軍港首席郵便吏服務規程」（海軍省官房第680号）<sup>(79)</sup>により「艦船郵便ニ関スル全般ノ事務ヲ掌理シ艦船郵便所員ヲ指揮監督ス」と規定されている（第1条）。『通信事業史』は、「海軍軍用通信所条例」の制定によって艦船郵便所本部は廃止されたとしている<sup>(80)</sup>が、「艦船郵便報告書」に掲載された名簿はこれ以後も本部に通信吏員が配置されていたことを示しており<sup>(81)</sup>、実際は軍事郵便監督官と在軍港首席郵便吏が並立していたと考えられる。両者の関係は定かでないが、同報告書も「海軍軍用通信所条例第六条ニ、所謂軍事郵便監督官ナルモノアリ」と、その在任者の氏名を挙げる<sup>(82)</sup>のみであることから、野戦郵便における運輸通信長官一野戦高等郵便長のような、緊密な隷属関係にあったとは考えにくい。艦船郵便の取扱いは、在軍港首席郵便吏が通信省の指示に従って行うことが「在軍港首席郵便吏服務規程」に規定されており（第3条）、実務上の指揮監督は通信省側に委ねられていたと思われる。上述の名簿によれば、同職には当初宗像英爾が着任したが、病气転任により5月21日に田上清人なる人物【図2】が交代し、

77 「艦船郵便報告書」、2頁。

78 前掲、『海軍制度沿革』巻3、710頁。

79 同上、719-720頁。

80 前掲、『通信事業史』第2巻、323頁。

81 「艦船郵便報告書」、15-16頁。

82 海軍大主計・中堀赤次郎（明治37年2月16日任命、当初は郵便物取扱主任）、同・齊藤芳太郎（同年8月31日任命）、同主計少監・古賀武二郎（明治38年3月15日任命）（「艦船郵便報告書」、2-3頁）。

同部の廃止まで在任した。田上は坂野のように重要な通信官僚として名を残しておらず、その経歴は未詳である。

艦船郵便所は、同本部の統理のもと日露戦争期を通して全18か所設置された。各所は明治37年2月24日の「艦船郵便所規程」(海軍省達第37号)<sup>(83)</sup>により給水・給炭船などの軍用船舶内に設置することとされたが(第1条)、明治38年2月27日の海軍省達第25号によって、業務の繁忙や戦局に応じ、船舶内のみならず陸上海軍部隊内にも設置が認められた。なお、設置船は明治37年4月11日の海軍省官房1343号により随時変更が認められ<sup>(84)</sup>、第二艦船郵便所のように開始から廃止まで同じ船舶(福岡丸)に置かれたものや、第六艦船郵便所のように7回も船舶を移動したものもあった<sup>(85)</sup>。要員については明治37年7月9日の海軍省内令第290号により、通信省から合計30名(明治38年5月21日内令第284号により33名に増員)の判任官を派出することとされた<sup>(86)</sup>が、このうち首席郵便吏1名と官吏2名は本部要員に充てられたため、現業機関である艦船郵便所に配置された官吏は各所1～2名にとどまった。さらに野戦郵便とは異なり、「艦船郵便所規程」は通信省から郵便夫の派出を認めず、軍事郵便監督官または船長の指定する船員を使役することとされた(第10条)。野戦郵便においても陸軍の輜重輪卒が外務の補助を行ったが、彼らの働きが「忠君てふ高尚なる理想理想の下に立て低額の給料業務を意とせず斯業の為め一意尽したる」<sup>(87)</sup>と高く評価されたのに対し、田上によれば艦船郵便所の傭役軍夫は「郵便ノ觀念薄ク如之忠実ニ執務セス」、また「船内各々他ノ任務ヲ有シ」ていたため扱いにくく、実際には郵便吏自らが「郵便夫ヲ兼務セルカ如キ状態」であったという<sup>(88)</sup>。さらに田上は、艦船郵便吏は水兵軍夫らに「郵便屋」と軽んじられ、「輕侮暴慢ノ言」を浴びせられることもあると述べ、「船内ノ狹隘ナル一室ニ事務所ヲ設ケ、或ハ高等武官ニ対シ、或ハ下級水兵ニ接シ、或ハ教育ナキ軍夫ト对接スル等、軍人軍属間ニ介シテ執務スル」ことの困難を訴えている<sup>(89)</sup>。

このように、日露戦争における艦船郵便事務は、比較的小規模であることや、在軍港首席郵便吏が事務を主導したことにより比較的迅速な意思決定が可能であったと思われるが、各所では吏員がほぼ単独で事務にあたり、繁忙や同船する軍人軍属との関係に苦慮する状況があったといえる。

## (2) 艦船郵便使用物品に関する法規

### ① 物品の内容に関する法規

艦船郵便所に交付される物品の内容は、明治37年2月24日の「艦船郵便所規程」(海軍省達第37号)に規定されている。同規程には「艦船郵便所ニハ附録第七号ノ諸規則書、附録第八号ノ物品及附録第九号ノ式紙、雑品ヲ交付スモノトス」(第39条)と明記され、具体的な内容が附録の各表に示されている。その様式は「野戦郵便局勤務令」の第11、12号表とほぼ共通しており、第8号表「艦船郵便所備品(一所分)」には郵便受付皿秤や郵便物保管箱など17品目の数量と一部の仕様、第9号表「艦船郵便所式紙雑品類(約三ヶ月分)」には軍事通常郵便物引受・

83 前掲、『海軍制度沿革』巻3、712-719頁。

84 前掲、『海軍制度沿革』巻3、721頁。

85 各艦船郵便所の設置船や在所吏員の変遷は「艦船郵便報告書」、56-71頁。

86 同上、4-5頁。

87 満州・大牛園生「野戦郵便漫言」『交通』日露戦役記念号、明治39年1月、206頁。

88 「艦船郵便報告書」、10頁。

89 「艦船郵便報告書」、145-146頁。

到着帳や把束用縄など50品目の数量が示されている。なお、後者には仕様は示されず、式紙帳簿のみ同令第37、38条に様式が指定されている。

艦船郵便所は野戦郵便局のような頻繁な移動が想定されていなかったためか、特種品は「非常搬出シノ時背負」いやすいよう帯皮を付属した郵便物保管箱や、船内に適した折畳式の郵便区分棚などに限られ、そのほか大半は常用品に準ずる品目や仕様を示している。これらの物品表の制定経緯は明らかでないが、田上はこの表に掲載された各品を「海軍省トノ協定品種」<sup>(90)</sup>と呼んでおり、野戦郵便と同様、海通両省が協議のうえで定めたものと考えられる。

## ②物品の供給に関する法規

次に物品の供給について、海軍側に関しては「艦船郵便所規程」に艦船郵便所員は必要品を首席郵便吏に請求するよう規定され（第7条）、これに対応して「在軍港首席郵便吏服務規程」にも、同吏が逓信省からの供給品を艦船郵便所に交付するよう定められている（第9条）。その具体的な手続きについては明治37年2月25日に「艦船郵便所用特種物品供給手続」（海軍省官房681号）が制定され、首席郵便吏が各所の請求をもとに逓信省または指定普通局に請求することや、至急の場合は付近の普通郵便局から物品の繰替を受け得ることなどが規定された。なお、この指定普通局は野戦郵便の場合は門司・広島郵便局であったが、艦船郵便の場合は佐世保郵便局とされた<sup>(91)</sup>。このように、野戦郵便においては野戦高等郵便長から運輸通信長官を経由して逓信省側に請求することが求められたが、艦船郵便においては軍事郵便監督官を経由することなく、首席郵便吏から直接請求することが規定されていた。

一方、逓信省側の手続きは野戦郵便と共通で、明治37年3月26日の「野戦及艦船郵便用特種物品供給規程」（逓信省公達第369号）に則ることとされている（第10条）。

## (3) 艦船郵便用品に関する運用実態

### ①物品の内容に関する実態

以上にみたように、艦船郵便用品の内容は「艦船郵便所規程」に明記されているが、これは実際の事務状況に適したものであっただろうか。まず先に数量について見ると、田上は「艦船郵便報告書」のなかで各式紙雑品の「一所約三ヶ月分使用見込数量」（＝規定数）と実際の平均使用数を比較し、その過不足を報告している<sup>(92)</sup>。これによると、突出して不足しているのは付箋紙（3か月で698枚不足）、書留（小包）郵便物引受帳・同受領証（同134枚不足）、軍事郵便為替振出請求書と受領証（同約1,060枚不足）で、野戦郵便と同じく、転送郵便物や書留・小包などの特種取扱い、為替の利用が想定を上回っていたことがうかがえる。しかし、その誤差は野戦局に比べると小さく、またこれ以外の品目はほぼ見込みと同数か余剰を生じており、全体として規定数量どおりに運用されたといえる。

一方、品目については、備品として折畳椅子や陸軍官衙一覧など5品目、式紙雑品としては明治37年9月1日の貯金事務開始に伴って必要となった貯金預入申込書と特別貯金払戻請求書、そのほか雑封皮（小）、護謄糊、半紙半面罫紙が追加された<sup>(93)</sup>が、野戦郵便において品目が抜本的に見直されたのとは異なり、おおむね規定品の範囲でまかなわれている。

一方、各品の仕様については在軍港首席郵便吏から改良の請求がなされた事例がみられる。

90 「艦船郵便報告書」、130頁。

91 同上、129頁。

92 同上、130-133頁。

93 同上、130、133頁。



先述のとおり、艦船郵便所では明治37年2月6日から郵便為替の取扱いを行っていたため、「艦船郵便所規程」第8号表（備品）に規定された「携帯用金庫」は、開戦当初から資金の保管に不可欠のものであった。その仕様は同表に規定されず、実際の交付品がどのようなものであったか未詳だが、田上はこれを脆弱で「実用ニ適セサル」とみなし、海軍艦用と同じ「鉄匣」に変更するよう逓信省に請求している<sup>(94)</sup>。田上がその防犯性にこだわったのは、船内には多数の乗組員がおり、しかも各室は合鍵で、とりわけ吏員1名の郵便所において「保管上ノ危険甚タシ」と考えたためであった。先にみたように、艦船郵便吏員は「下級水兵」や「教育ナキ軍夫」から虐げられる傾向にあり、船内の治安に対する不安、周囲への警戒感は少なくなかったと考えられる。逓信省側はこの請求に対し、指定普通局である佐世保郵便局において直接購入することを認め、明治37年5月には要望どおりの鉄製金庫が福岡市で調製され、同7月に各郵便所に交付された。なお、この購入には郵便博物館が関与していないため、「野戦郵便書類」に関係文書は含まれていない。

## ②物品の供給に関する実態

次に、物品の供給はどのように行われたのだろうか。海軍側の請求は、実務上の指揮監督者である首席郵便吏が逓信省側に直接行うよう規定されていたが、実際に「野戦郵便書類」の艦船郵便使用物品に関する請求はすべて田上によるもので、野戦郵便のような請求ルートへの逸脱はみられない。また、野戦郵便においては指定普通局が十分な機能を果たさなかったのに対し、艦船郵便においてはそもそも特種品が少なかったため、やむを得ないもの以外は佐世保郵便局へ請求することができ、「配給上大ニ利便ヲ得タル」<sup>(95)</sup>のものであった。

一方、野戦郵便においては坂野が野戦高等郵便長と逓信省通信局の内信課長を兼任し、実質的に陸逓両省の意思疎通を媒介していたのに対し、艦船郵便においては、首席郵便吏の田上が請求物品の必要性を一から説明し、理解を得なくてはならなかった。例えば明治37年7月21日、田上は逓信省通信局に対して炭酸紙用の角筆40本と為替事務用の毛筆200本を請求している（船郵第592号）が、これに対する回答は、角筆は規定備品の「文具箱」に3本入っているため別途交付はせず、毛筆も「海軍省ト協定ノ供給品種以外ノモノニ付、若シ必要アラバ海軍部内ヨリ供給ヲ受ケラレ可然ト存候」と退ける冷淡なものであった<sup>(96)</sup>。このうち角筆については田上も引き下らず、8月5日にも再度請求を行って最終的に交付を受けているが、その文面は入念で、当初交付された角筆は「品質多少軟弱ノ嫌モ有之、忽チ其ノ尖端ヲ摩滅シ使用ニ堪ヘサル」とその具体的な不備を示し、また各郵便所にはなるべく船舶備付のやすりなどで修理させていると自助努力を強調し、それでも限界があるため、今後あらたな交付がなければ「事業上差支」も少なくないと注意を促すものであった<sup>(97)</sup>。田上は逓信省の枢要にいた坂野に比べ、その影響力も十分でなかったと推察され、また本省に対する請求は佐世保という遠方地から行わざるを得なかったこともあり、野戦郵便に比べて意思伝達に苦慮したことがうかがえる。

最後に逓信省側の対応について、郵便博物館による購入等は野戦郵便とまとめて行われており、艦船郵便に特有の事情はみられない。また、経理局による物品の交付状況は「艦船郵便報告書」に言及がないため不明だが、上述のとおり艦船郵便においては佐世保局も一定の物品供

94 以下、携帯用金庫については同上、129-130頁。

95 同上、129頁。

96 「艦船郵便所へ物品交付方之件」明治37年7月26日、通庶乙第17182号。

97 「船郵第639号」明治37年8月5日付（「艦船郵便局へ物品交付方ノ件」明治37年8月10日、通郵乙第473号に添付）。

給機能を果たしていたため、野戦郵便のように軍の物品輸送が大きな問題を引き起こしていたとは考えにくい。

本章では、まず艦船郵便使用物品の内容について、数量と品目がおおむね規定に則って運用された一方、仕様に関しては同船する水兵軍夫らへの警戒から改正が行われたことをみた。また、供給手続きは野戦郵便に比べ簡潔であったが、坂野のような調整役の不在により、逓信省への請求交渉に労を要していたことをみた。艦船郵便における物品供給は概して円滑に行われたが、これは一面では田上が同船者や逓信省の動きに神経を配り、的確な対応をとった結果ともいえる。

## むすび

本稿では、日露戦争における軍事郵便使用物品の供給について検討した。郵便博物館では、戦前から樋畑を中心に特種品の研究考案に力を注いできたが、野戦郵便においては局ごとに多様な需要がみられ、本省が特種品を一律に供給することの限界が明らかになった。また、請求手続きや輸送上の不備もしばしば供給を遅滞させ、現業事務の障害となっていたことをみた。一方、より小規模な艦船郵便においては、在軍港首席郵便吏の田上の采配もあり、物品供給はおおむね計画どおりに運用されたといえる。また、今回の検討を通じて、野戦郵便においては多重の隷属関係に起因する連絡の遅滞、艦船郵便においては船内における通信吏員の脆弱な立場など、日露戦争期の軍事郵便組織が抱えるより本質的な問題も浮かび上がった。これらはいずれも、軍組織のなかで逓信省が事務を取り扱うという、軍事郵便の特異なあり方そのものに起因するものといえる。

今後は、本稿で対象外とした被服にも同様の検討を加え、用品全体の供給状況を明らかにしたい。また、通時的には日清戦争期から日中戦争期に至る変化、共時的には平時の供給品との比較や陸軍兵站活動との関わりなど、より広い視野のもとでその歴史的な位置づけを探ることも必要と思われる。軍事郵便用品はデザインも特徴的で美しいものが多く、将来的には展示や図録を通じた紹介にも努めたい。

(くらち のぶえ 郵政博物館学芸員)